

令和5年度第5回臨時理事会議事録

- 1 日時 令和5年11月24日（金）午後3時から午後4時28分まで
- 2 会場 調布市文化会館たづくり9階研修室
- 3 理事総数及び定足数 総数6名、定足数4名
- 4 出席理事者数 6名
（本人出席）理事長 荻本貞臣、副理事長 山口昌之、常務理事 宇津木光次郎
理事 原島秀一、大内輝雄、土方和巳
（監事出席）上原杉信、高德信男
（議長）理事長 荻本貞臣
- 5 内容
 - （1）審議事項
 - 第1号議案 第2回臨時評議員会招集について
 - 第2号議案 令和6年度事業計画案の承認について
 - 第3号議案 令和6年度収支予算案の承認について
 - 第4号議案 国際交流事業の事業継承に係る確認書の承認について
 - 第5号議案 評議員会に提出する定款変更案の承認について
 - 第6号議案 事業継承に伴う変更認定申請の承認について
 - （2）協議事項
 - ア 財団基本計画の見直しについて
 - （3）報告事項
 - ア 国際交流事業の事業継承に向けた調布市の取組について
 - イ せんがわ劇場指定管理者候補者の選定審査結果について
 - ウ 令和5年度事業進捗状況について
 - エ 令和5年度収支予算執行状況について
 - オ 令和5年度利用者懇談会開催結果について
 - カ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
 - キ 評議員会の開催結果について
 - ク ファンドレイジング進捗状況について
 - ケ 規程等改正について

(4) その他

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認

榊事務局長から、事務局に定足数を確認した。事務局から出席理事6名であり、理事会運営規則第10条に基づき、定足数である過半数の出席者があることから、本理事会は開催要件を満たしていることが報告された。続いて、配布資料の確認を行い、理事長が議長として開会を宣言した。

(2) 審議

議長から、「八角調布市生活文化スポーツ部長の報告を先に受けたい」と提案があり、全会了承のもと、八角調布市生活文化スポーツ部長から報告を行った。

【報告事項ア】国際交流事業の事業継承に向けた調布市の取組について

<説明>

八角調布市生活文化スポーツ部長

私からは、調布市国際交流協会の組織体制見直しの現時点での検討状況について報告します。

まず冒頭に、1の組織体制見直しの検討経過については、調布市国際交流協会は平成6年11月に設立され、これまで市民を中心とした草の根の国際交流活動を進める組織として活動しています。

他方で、国際交流協会は小規模任意団体という組織体制上の課題を長く抱えており、平成23年から、組織内においても組織体制の在り方について検討が進められました。一方で、近年では多文化共生のさらなる推進や外国人支援の充実など、協会に求められる役割の重要性が増す中で、令和5年3月に改めて組織体制の課題をできるだけ早期に解決したい、その内容として他の団体との統合も視野に入れた検討に取り組みたいとの要望書が、国際交流協会理事長から長友市長宛てに提出されました。

これを受けまして、市として重要なパートナーであります公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の皆様方に対して、これまで培ってきた文化芸術振興におけるノウハウや、専門性を生かした取組のより一層の充実が図られるように、長

友市長名で荻本理事長宛てに依頼文書を発出し、国際交流や多文化共生分野における多様な取組ができるように、文化・コミュニティ振興財団への業務の移管について、これまで検討を進めてきました。本日出席の理事会の皆様においては、これまで多大なる理解と協力をいただきましたことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

これまでの両団体における検討状況は、今年の4月になってからの財団の臨時理事会以降、評議員会ですとか様々な調整をいただいています。本当にありがとうございます。

国際交流協会においては、これまで臨時の運営委員会や理事会を重ねながら、業務をどう円滑に引き継いでいくのかという調整、検討を進めている内容です。

具体的な検討内容は2の(2)にあるとおり、現在の国際交流協会の業務を財団の皆様が引き継ぐことを基本としながら、より広く市民へ向けた取組のさらなる充実や、文化芸術振興の取組との連携を含めた事業展開を図ること。その上で、円滑かつ安定的な業務移管を行うための具体的な体制について検討調整いただいています。

安定的な業務移管を行うための具体的な体制に関しては、今年度に入ってから財団の課長職の職員を文化生涯学習課に配属して、実際に国際交流協会事務局長業務の引継ぎの体制を行っていることと、事業を円滑に継承するために、国際交流協会の職員、あるいは理事会、運営委員会の方々に、引き続き国際交流事業に関わるための具体的な体制について調整いただいています。この点に関しては改めて市としても配慮いただきたいので、理事会の皆様方においては、引き続きご協力、ご理解をお願いします。

今後の具体的な予定は、年が明けて、東京都の公益認定の審議会への資料提出や、3月になってからは国際交流協会理事会の解散決議をいただきたいので、引き続きよろしくをお願いします。

こうした取組に連動して、国際交流協会業務の財団への移管を機に、市としても国際交流事業、あるいは多文化共生の取組のさらなる充実を図る観点から、文化会館たづくりを、市の施策に基づく取組を推進する機能を有する施設として位置づけるために、今後、文化会館たづくり条例の一部について改正を検討しています。ま

た状況については、節目節目で皆様方に報告しますので、引き続きよろしくお願
い
します。

荻本議長

ありがとうございました。質問は後ほど事務局までお願いします。

ここで八角部長は退席します。

【審議事項】第1号議案 第2回臨時評議員会招集について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

白勢企画課企画経営係長

第1号議案、第2回臨時評議員会招集について説明します。

招集理由は、国際交流事業の事業継承に伴う変更認定申請と定款の変更について
審議するためです。

【審議事項】第2号議案 令和6年度事業計画案の承認について

【審議事項】第3号議案 令和6年度収支予算案の承認について

議長から、「第2号議案と第3号議案については、令和6年度の事業計画及び収
支予算に関するものであることから、先に事業報告ウ、エについて説明を受けたい
と提案があり、全会了承のもと、事務局からそれぞれ説明を行った。

【報告事項ウ】令和5年度事業進捗状況について

【報告事項エ】令和5年度収支予算について

<説明>

岡野文化・コミュニティ事業課副主幹

それでは、令和5年度上半期の事業進捗状況を報告します。

今年度は、10年間の財団基本計画の5年目、折り返しの年に当たり、計画の
見直しを行いました。また、せんがわ劇場の指定管理期間5年間の最終年度であ
り、次期指定管理に向けた新しい計画を作成しました。

5月8日からは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、貸し館や事業実施の上での制約や対応がほとんどなくなりました。

6月からは、キャンセル時の施設利用料の還付も従来どおりとなりました。

また、調布駅前広場整備事業により、7月から令和7年度末まで広場利用ができなくなり、事業によっては実施場所の変更が生じました。

続いて、各事業について報告します。

1 共催独自事業、(1) 芸術振興事項、ア 音楽祭事業です。

調布国際音楽祭は11回目を迎え、国籍や障害の有無、経済的事情などにかかわらず、音楽が様々な人々の心に響き、思いを共有することを目指した「One Melody for All」をテーマに実施しました。総来場者数1万2,750人、出演者数740人、市民ボランティア数72人と、いずれも過去最高となりました。

せんがわ劇場では、昨年好評だった作曲ワークショップの第2弾を実施しました。フェスティバルオーケストラの公募演奏者のうち特に優秀な方々には、布多天神社での無料コンサート、せんがわ劇場でのランチタイムコンサートなど出演していただき、有望な若手演奏者の活躍の場を広げました。毎年人気の深大寺での公演は2回に回数を増やして、観客のニーズに応えました。

ゲストに人気ピアニストを起用したスペシャルガラコンサートでは、ライブペインティングや手話を使って歌を表現する手歌など、視覚的にも音楽を楽しむことができ、聴覚に障害がある方にも来場いただきました。

運営面では、財団ホームページからクレジット決済ができる仕組みを整え、多くの企業から協賛、会場協力、楽器や飲み物の提供などの協力を受けて、音楽祭を支えてくださる方々の広がりを実感しました。

寄附金や文化庁の補助金を活用したジュニア招待では、昨年につき、オーケストラ公演へ子どもたちを招待する取組を行いました。

続いて映像文化・メディア芸術事業になります。

映画のまち調布 シネマフェスティバルです。上半期は、日本映画人気投票のキャンペーンを行いました。5月は調布駅前広場で実施し7月からは駅前広場が工事で使用不可のため、イオンシネマシアタス調布の協力により、映画館に来場したお客さんに投票を呼びかけたほか、サッカー・FC東京の選手に出演してい

ただき、投票を呼びかけるオリジナルメッセージ動画を上映するなど、新しい取組も行いました。その結果、過去2番目となる

1万5,237票の投票をいただきました。

なお、来年1月26日からの調布シネマフェスティバル2024では、日本映画人気投票第1位の作品のほか、映画制作の5つの技術部門賞に選ばれた作品を中心に上映を予定しています。

次に、コミュニティ活性化事業、調布よさこいになります。

4年ぶりに旧甲州街道での流し踊りを実施したほか、調布駅前広場の代わりとして、調布市役所前庭とたづくり北側の道路を会場として延べ3万3,300人の来場がありました。

また、昨年引き続き、調布市と調布市福祉作業所等連絡会主催のパラアート展と同時開催しました。市内の福祉作業所で作成されたよさこいの旗やはっぴを演舞などで披露したほか、「目指せ1万人の総踊り」と題し、市民から集めた写真や動画を、よさこい総踊りの際にステージ後方のスクリーンに投影し、大変盛り上がりました。

今年の夏は大変猛暑でしたが、暑熱対策にも気を配り、幸いにも事故等なく実施することができました。

次に、文化ボランティアです。ちょうふアートサポーターズは発足から4年目で、登録者数は100人を超えました。今期は、調布国際音楽祭での活動が大きなものとなったほか、調布シネマフェスティバルをはじめとした幅広い事業で活躍しました。

続いて広報活動です。財団全体をアピールすることを心がけ、財団報の発行、ホームページ運営のほか、宣伝活動ではX（旧ツイッター）やInstagramの発信に力を入れています。

ブランディング活動としては、コロナ禍で休止していた小学校の社会科見学の受入れを再開したほか、テレビ、映画撮影等の協力も行いました。

続いて、文化会館たづくり事業、（1）美術振興事業です。

上半期は、上田優紀写真展、マチトリドリ～調布を描くイラスト展～の2本を実施しました。上田優紀展では、上田氏がエベレストに登頂するまでの道のりを、命の危険と隣り合わせで撮影した壮大な自然の美しい写真展でした。

マチトリドリは、調布にゆかりのある作家3人による合同展で、それぞれが調布をテーマに、まち、自然、人々を描いた作品を通じて、観客は調布のまちの魅力に改めて気づくことができました。

9階リトルギャラリーでは、江川早紀絵画展～美しいと思う風景を描く～、木本康太郎陶芸展、矢崎達則作品展～ようこそ、ぼくの星座の世界へ～の3事業を実施しました。矢崎氏は市内の福祉作業所に通いながら創作活動をしているアーティストで、調布市パラアート展との連携企画として実施しました。

続いて芸術振興事業、音楽事業です。

小さな小さな音楽会は、コロナ禍と天井工事の影響で、たづくりエントランスステージでの開催は4年ぶりでした。

演劇舞踊古典事業では、子どもも大人も参加できる落語と太神楽のワークショップ「大衆芸能で御座い！」を実施しました。落語コースは、最終日にたづくり大会議場で発表会を行い、一人ひとりが練習の成果を披露しました。

芸術文化学習事業のちょうふ市民カレッジは、前期及び夏休みの子どもの講座も含め、17講座開講しました。

たづくりの施設管理運営については、後ほど御一読ください。

続いて、グリーンホールの指定管理事業です。

芸術振興事業、音楽事業では、12月にグリーンホール大ホールで行うフレッシュ名曲コンサートのキャンペーンコンサートをせんがわ劇場で実施しました。小学生の頃から数々のコンクールで優勝し、現在、桐朋学園大学に在籍する中野りなさんの演奏を間近で聴ける機会ということでチケットは早々に完売、12月のコンサートへの期待も高まっています。

共催等事業では、協定事業として桐朋学園大学のオーケストラによるグリーンホール定期のほか、バッハ・コレギウム・ジャパンの公開リハーサルを2回実施しました。

提携事業では、ポップス、落語、バレエやオーケストラコンサートなど7本を実施し、いずれも券売は好調でした。

調布シネサロンでは、「オーケストラ!」「アンコール!!」の2本は調布国際音楽祭に関連して音楽をテーマにした作品、「鑑定士と顔のない依頼人」はちょうふ市民カレッジに関連した作品を選定しています。

グリーンホールの施設管理運営については、後ほど御一読ください。

続いて、せんがわ劇場指定管理事業です。

まず、音楽事業についてです。サンデー・マティネ・コンサートは4本実施し、ほぼ満席に近い状態でした。

高橋多佳子プロデュース第12回せんがわピアノオーディションは、2日にわたり、予選、本選を実施しました。入賞者のうち最優秀賞の下山理子さん、田代優奈さん、優秀賞の石井来実さん、八部陽菜さんは、2月に開催する受賞公演に出演します。

音楽アウトリーチ事業は、緑ヶ丘小学校の4年生、5年生を対象に、東京混声合唱団のメンバーが歌唱と合唱の指導を行いました。

あなたのための音楽会では、五十嵐薫子さんピアノリサイタルが行われ、109人の来場がありました。

演劇事業では、第13回演劇コンクールと、昨年行った第12回のグランプリ及びオーディエンス賞を獲得した団体の受賞公演を行いました。

演劇コンクールは24組のエントリーがあり、2回の審査を経て決定したグランプリとオーディエンス賞の2団体は、来年5月から6月の時期に受賞公演を行います。

演劇アウトリーチ事業は、学校や児童福祉施設など幅広く出向き、ふだん劇場の公演を見る機会の少ない層に向けて舞台芸術鑑賞の機会を提供しています。第七中学校の不登校特例校分教室のはしうち教室のほか、今年度新たに加わった市内の小学4年生から6年生で、心理的な理由から不登校になっている児童が登校する適応指導教室「太陽の子」、母子生活支援施設「皐月」があります。DELMEMBERがアウトリーチの講師として、演劇の技法を駆使し、せんがわ劇場から文化芸術を発信する事業として実施しています。

夏休み子ども表現ワークショップは20人の参加がありました。内容は自分たちで脚本を書いてみるというもので、最終日には保護者の前で全員が発表しました。

続いて第8回市民参加演劇公演「人魚姫裁判」です。10月の本公演に先立って、おためしワークショップを行い、本公演への興味を喚起しました。出演が決まったメンバーを対象に、キャスティングワークショップを皮切りに稽古を進め

ました。

以上、せんがわ劇場の音楽事業、演劇事業は全て令和5年度文化庁文化芸術振興費補助金採択事業として実施しています。

せんがわ劇場の施設管理運営については、後ほど御一読ください。

<質疑等要旨>

山口副理事長

確認したいことが1点あります。文化ボランティアの方が100人を超えたという報告がありました。文化ボランティアの募集要件と100人はどんな構成なのか。具体的に言うと、どのような経験値を持っていなければいけないとか、持っていることが望ましいか、年齢条件なども含め、募集要件はどのようになっていますか。

岡野文化・コミュニティ事業課副主幹

芸術文化に興味がある方で、活動してみたいという方に応募していただくような募集要項となっています。特に何ができなくてはいけないということではなくて、興味がある方は応募くださいと、広く求めています。

山口副理事長

財団としては応募した後、どのような形で付き合っていますか。

岡野文化・コミュニティ事業課副主幹

まず、応募していただいた皆さんには、職員と応募した方、参加可能な方全員と顔合わせをします。そのほか、受付の研修、レセプション研修を行うのがまず1つ。SNSを活用した情報発信などの研修もあります。また、消防訓練を実施してほしいという要望もありましたので、そのような要望を取り入れつつ、様々な研修を行っています。

通常の活動としては、初めての方が多く場合は、アートサポーターズの担当職員が事業に帯同します。経験豊富なスタッフが多いときは、最初だけ顔を出して、あとは現場の事業担当者に引き継ぐ形になりますが、なるべく顔を合わせながら進めるようにしています。

山口副理事長

どこまでの事業や作業にボランティアの方々が関わっていて、財団としてどのような手応えを感じているのかというのを、もう少し具体的にあれば教えてください。

ボランティアを募集した後に、色々な研修などを実施していますが、その先は何かあるのか。単なるボランティアといっても幅広いと思いますが、いかがでしょうか。

常廣芸術振興事業課副主幹

アートサポーターズの皆さんには、研修を受けてもらった後は、現場ではお客さんをお迎えする際の受付などをお願いしています。さらに踏み込んだ例では、実際に子ども向けの事業などを実施するときにはお子さんについてもらって、体験の様子を見てもらうなど補助のところまで入ってきています。

また、先ほどSNSなどの発信という話がありました。当日の事業を見てもらうほか、リハーサルや準備の段階を見てもらい、事業の魅力などをアートサポーターズさんの目線で一般のお客さんに紹介をしてもらいます。そのことによって発信力も上がれば、アートサポーターズの皆さんのスキルも上がっていきます。

現段階では、まだお手伝いが多い状態ですが、将来的には財団職員が事業を考えていく際に、協働して何かをつくっていくところに多少意見をもらうなどし事業に参加することも視野に入れて展開しています。まだ準備的なことがあるので、これからさらに発展していくものと感じています。

山口副理事長

ボランティアの方々の満足度は大切なことです。報酬をもらうわけでもなければ、事業を企画できるわけでもない。でも、財団の事業に参加してボランティアすることに何かしら満足度がないと、なかなか良い関係になりづらい。具体的な目標値というか、それぞれの事業であるとするならば、どこまでボランティアの方々に協力いただいて、どこまでやっていくのか。どんな将来像があるのかというイメージだけでもつくっておくことが大事です。

年齢については小・中学生、高校生、大学生というような加入の条件はないというのでしょうか。

常廣芸術振興事業課副主幹

原則は、調布市の在住・在勤・在学の方と高校生以上としており、18歳未満の方は保護者同意としています。ボランティア保険なども用意して、何か事故があったときなどはサポートするようにしています。

山口副理事長

先ほど言ったように、ボランティアの方々の満足度がしっかり高まるようなやり方を考えてもらうことをこれからもお願いします。

【報告事項エ】令和5年度収支予算執行状況について

<説明>

森財務担当係長

続いて、令和5年度第2・四半期の収支状況について説明します。

まず、事業活動の収入の部です。今期の収入済額は7億5,247万5,147円、執行率は50.18%です。

事業活動支出の部です。今期の支出済額は6億7,657万5,274円、執行率は45.11%です。

今期の事業活動収支差額は7,589万9,873円となりました。投資活動収支及び財務活動収支を加えた当期収支差額は7,569万373円となりました。

収入支出について上半期に当たりますので、執行率50%から開きのあるものについて、主な要因を説明します。

収入については、芸術振興事業収入、助成金支援金収入及び寄附金収入が執行率50%から上がっています。6月及び7月に行われた調布国際音楽祭の影響によるものです。

芸術振興事業収入は、調布国際音楽祭のチケット及び参加費の売上増加、協賛金の獲得により、全体で57.58%の執行率となりました。

助成金支援金収入は、調布国際音楽祭をはじめ、芸術文化振興基金、文化庁補助金等の採択を得たことにより、66.48%となりました。寄附金収入については、新規寄附者の獲得のために調布国際音楽祭での寄附つきチケットの販売や、インターネットで申込みができるシステムを構築したことにより、160.84%と上がりました。

支出については、文化・コミュニティ事業費支出が執行率50%から下がっています。文化・コミュニティ事業費支出については、主に8月末に行われた調布よさこいにおいて、昨年の会場である南口駅前広場から会場を移した影響により、執行率が39.4%と少なくなりました。

そのほかの収入及び支出については、おおむね50%程度で推移しており、適切に執行しています。

なお、この内容については、11月15日に実施された第2・四半期会計監査において監事の承認をいただいています。

【審議事項】第2号議案 令和6年度事業計画案の承認について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

岡野文化・コミュニティ事業課副主幹

令和6年度は、財団基本計画の後期の1年目となることから、財団の基本理念や各施設のミッション、ビジョン、事業内容の見直しを行いました。

事業運営では、国際交流事業の継承、せんがわ劇場の次期指定管理を見据えるとともに、各種事業で共生社会の充実やその重要性を発信する取組を計画しています。

事業内容については、10月の臨時理事会で説明したものから大きな変更はありません。

【審議事項】第3号議案 令和6年度収支予算案の承認について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

森財務担当係長

それでは、令和6年度収支予算案について説明します。

令和6年度予算総額は15億8,000万円、令和5年度予算総額と比較して8,029万5,000円の増、約5.1%の増となります。

10月の理事会で報告したものから変わったところを説明します。調布市との調整により、市補助金収入と国際交流事業費支出が減ったことにより、前回より82万円ほど減った金額となりました。

<質疑等要旨>

原島理事

事業計画の財務会計で、物価高騰等の影響により費用の増加が想定される中で、「経費の削減」と「外部助成金の獲得など自主財源の拡充に取り組みます」と記載があります。予算書の中で、経費の削減は具体的にどのような取組で、どの部分がいくら削減されているのか。

あと、自主財源を確保するというところ、「獲得」という記載がありますが、この収支予算書の中で、具体的にどの部分がどのような取組でどれだけ増えるのかという記載がないので、その部分を教えてください。

森財務担当係長

物価高騰の影響により、光熱水費や業務委託先における人件費等が上がっているため、財団の努力で施設の省エネ化を推進したり、業務委託の仕様の精査をしたりして、経費の削減を図っていますが、結果として打ち消され、全体として予算が増加しています。

自主財源の拡充については、令和5年度予算の助成金支援金収入の予算が約1,300万円のところ、令和6年度は約2,000万円の見込みとなっています。

【審議事項】第4号議案 国際交流事業の事業継承に係る確認書の承認について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

大割企画課長

私からは、調布市国際交流協会から事業を継承するに当たり、調布市、国際交流協会、財団で取り交わす確認書（案）について説明します。

第1条で、令和6年4月1日に国際交流協会の事業を全て継承する旨を記載しています。第2条では、国際交流協会から継承する資産、負債の中身を記載しています。

なお、同協会から継承すべき純資産はないものと理解しています。

第4条3項で、国際交流事業を実施する場所として、名称を調布市国際交流センターとしています。第5条以降はお読み取りください。

【審議事項】第5号議案 評議員会に提出する定款変更案の承認について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

白勢企画課企画経営係長

第5号議案、評議員会に提出する定款変更案について説明します。

定款の変更にあたっては、調布市文化・コミュニティ振興財団定款第37条の規定により、評議員会の決議を求めます。

変更点は2点です。1点目は、「芸術・文化」から「文化芸術」への表記変更です。2点目は、国際交流事業の事業継承に伴い、定款第3条（目的）に「国際交流の推進」を、第4条（事業）に「国際交流事業の企画及び実施」を追加します。

【審議事項】第6号議案 事業継承に伴う変更認定申請の承認について

<結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<説明>

白勢企画課企画経営係長

第6号議案、事業継承に伴う変更認定申請について説明します。

10月の第4回理事会で説明したとおり、国際交流事業の事業継承に伴う公益目的事業の追加、定款の変更により、東京都へ変更認定の申請を行います。資料6は、東京都へ提出する申請書類一式です。

このたびの変更点は3つあります。

1つ目は、公益目的事業1、文化芸術の振興に関する事業は、「芸術・文化」から「文化芸術」への用語変更と事業体系の変更です。

2つ目は、国際交流事業の事業継承に伴い、新たに公益目的事業2、調布市の国際交流の推進に関する事業を追加します。

3つ目は、施設運営に関する事業のうち、収益事業1は収益性がないため、その他事業3に変更します。

続いて、個別の事業の内容になります。

変更認定の審査に当たっては、事業の公益性が重要となります。公益目的事業1の文化芸術の振興に関する事業は、認定法の別表第2号「文化及び芸術の振興を目的とする事業」に該当します。公益目的事業2、国際交流の推進に関する事業は、認定法の別表第15号「国際相互理解の促進を目的とする事業」に該当します。これら2つの目的を達成するための事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるどうか、事実認定に当たってのチェックポイントに基づき、当財団事業の公益性を明示しています。

森財務担当係長

公益変更認定申請の会計部分について説明します。

初めに、公益変更認定の会計部分の概要を説明します。公益法人には、財務上満たす必要のある基準が3つあります。1つは収支相償の基準、2つ目は公益目的事業比率の基準、最後に遊休財産の基準です。

収支相償の基準とは、公益目的事業の会計区分における収益から費用を差し引いた計上損益がゼロまたはマイナスとなるようにしなければならないという基準です。公益法人は、公益目的事業において継続的に利益を出さないように求められています。

次に、公益目的事業比率の基準です。公益目的事業比率の基準とは、公益法人における公益目的事業に係る事業費が公益法人全体事業費のうち50%以上でなければならないという基準です。公益法人は法人の活動全体における公益目的事業活動の割合がその費用額を基準として50%であることが求められています。公益目的事業や収益等事業、法人会計の金額の算出については、当財団では事業ごとや従事者割合、館のフロア面積などで振り分けをしています。

最後に、遊休財産の基準ですが、公益法人が事業年度末において保有する遊休財産額がその年度の公益目的事業における経常費用額を超えてはならないという

基準です。公益法人は、1年度分の公益目的事業に使用する費用の額を超えた遊休財産を保有しないよう求められています。

公益認定変更の申請に当たり、当財団の公益目的事業については、国際交流の推進を追加し、施設運営に関する事業は収益事業からその他の事業に変更する申請を提出します。

東京都の審査では、会計上では変更した初年度の決算見込みである来年度の決算見込みが、先ほど説明した公益法人の財務3基準を満たしているかを見られます。事業承継に当たり、来年度、予算上の勘定科目には公益目的事業として国際交流事業費支出が増え、それに伴い、補助金収入が増えることとなります。

固定資産等財産の承継はありません。

申請に当たっては、東京都の公益認定変更の書式に数値を入力すると、基準に適合するかどうか判定されるようになっています。

収支相償についてです。剰余金の200万円の部分は、財団設立30周年記念事業積立資産のものです。剰余金がある場合は、剰余金を今後どのように費消するかを計画を記入します。

公益目的事業比率については、当財団の公益目的事業は79.5%となっており、基準を満たしています。

最後に、遊休財産については、財産の承継はないため、基準を満たしています。

(3) 協議事項

ア 【協議事項】財団基本計画の見直しについて

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

大割企画課長

私からは、財団基本計画の見直しについて説明します。前回の理事会では、財団基本計画の見直しの骨子について説明しました。今回は、配布の基本計画（見直し案）を基に計画の概要を説明します。

計画策定のポイントとして4点挙げています。1点目は調布市との連携、2点目は共生社会の充実、3点目は3施設連携の推進、4点目は事業の成果の活用で

す。

計画期間の前期である令和元年度から5年度までは、オリンピック・パラリンピック東京2020大会の機運醸成とレガシー継承に向けた取組を事業の中心に据えました。これら事業では、年齢、障害の有無、経済的状況にかかわらず、誰もが文化芸術に参加できる環境づくりを進めましたが、後期も同様に、共生社会の充実に向けて、多様なニーズに対応した事業を展開することを確認しました。

財団の基本理念、各施設のミッション・ビジョンに関する記載があります。

各事業の目標・成果指標、現状と課題、今後の方向性を記載していますので、お読み取りください。

事業運営と同様に、目標・指標、現状と課題、今後の方向性を記載しています。満足度の高い施設貸出しを引き続き行い、維持管理の面では、脱炭素社会を見据えた省エネに取り組めます。

また、令和3年度に調布市と締結した災害時協力協定に基づき、訓練を実施しながら、防災の取組を強化していくこととしています。

続いて人材育成について、前期の計画期間と同様に、総合的なアートマネジメント人材の育成を図っていく旨を記載しています。

収支計画について、財団の事業の大半は公益目的事業であるため、今後も引き続き指定管理料と補助金を主要な財源としながらも、収益事業や企業協賛金、寄附金、公募助成金の獲得などにより、自主財源の拡充に努めていきます。

基本計画の見直しについては現在も検討を続けており、3月の理事会において改めてお諮りしたいと考えています。

<質疑等要旨>

山口副理事長

今後、後半の5年間になります。資料として非常に見やすくなって、目標値も具体的になっているので、とても良いなと思いました。

それぞれ成果指標とか目標がありますが、これを5年間で具現化するための今の財団の組織体制は十分に備わっていると考えているのか、それとも、今後も柔軟に変更させていくのか、特に国際交流事業が増えているので、その辺はどのように考えていますか。

大割企画課長

事業と組織の関係についてですが、組織について、当面の予定として現状とほとんど変わりません。企画課、文化・コミュニティ事業課、芸術振興事業課の中に国際交流センターを設置する案にしていますが、今後5年間で事業を行っていく中で、事業の見直しや組織体系の見直しは当然行っていくべきですので、柔軟に対応していきます。

山口副理事長

ぜひ柔軟な対応で即効性のある組織づくりを心がけてください。

それともう一点、国際交流センターは6年度からスタートします。今までの事業を継承していくのですが、ここでも多くの事業についてはボランティアの方々担っているのが現状です。今後も、先ほどあった財団独自のボランティアの方々や国際交流のボランティアの方々、そして各事業に参画している実行委員の皆さん、色々な形態があります。これを総合的にマネジメントするセクションとか組織は考えているのか、それとも今現状でもしっかりあるのか、この辺はいかがですか。

大割企画課長

先ほど事業進捗のところでも説明した文化ボランティアの制度と、現在、国際交流協会で行っているボランティアとは質が少し違うという印象ですので、今後、事業を実施していく中で、どういう在り方が適切かというのはみんなで話し合っただけで検討していきます。

山口副理事長

セクションや役割でボランティアの方々の活動の範囲は変わります。ただ、国際交流事業ではボランティアはこういう形だった。ところが、文化芸術ではこういう形だった。明確に別れてしまうと、ボランティアの方々は意外と横の情報をしっかり持っているので、画一的ではいけませんが、財団としてどのように取り組んでいくのか、ここはしっかり明確にしておいたほうがいいです。それも早急にやるのではなくて、国際交流事業を継承した後、しっかりと事業を検証しながらボランティアの方々の在り方をもう一度策定する。今つくるべきではないと思うので、ちょっと時間をかけていただきたいです。

原島理事

質問ではなくて、せっかくこんなに資料を作られているので、意見として事業計画の収支計画、自主財源拡充の取組です。

今後の方向性で先ほど説明がありましたが、公益法人なので、指定管理料と補助金を主要な財源としながらもという話があり、あまり余計なお金を持つてはいけないという公益法人の縛りがあります。ただ、利用料金の増加とか施設管理料で、当初の予算よりも使わなかった分に関しては、今回、特定費用準備資金という形で積み立てていますが、30周年が終わった後も引き続き使わせていただけるように、これは皆さんの努力の結果残ったお金で、法人の懐に入れて自由に使うというのではなく、法人の公益目的事業のために使うお金であれば市も許していただける、もちろん市民のためになることなので、預貯金とかに関しては、公益目的事業に使えるように、ぜひ引き続きしていただきたいと思います。

(3) 報告事項

イ 【報告事項】せんがわ劇場指定管理者候補者の選定審査結果について

<説明>

常廣芸術振興事業課副主幹

本件については、10月にあった臨時理事会の中で、次期のせんがわ劇場指定管理事業計画について皆様に説明しています。その内容と重複する部分がありますが、併せてお聞きください。

せんがわ劇場の管理運営は、2008年、平成20年4月の開館以降、調布市が直営で管理運営をさせた後、2019年、令和元年度からの5年間、当財団が第1期目の指定管理者となりました。今年度が第1期の満了となり、第2期の指定管理者候補者の選定審査が行われましたので、その内容について報告します。

以下、資料の項目の順に説明していきます。

せんがわ劇場の指定管理者候補者は当財団、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。この選定審査委員会において、財団が指定管理者として適正であるかが審査され、その結果、適正であると認められました。

なお、選定審査委員は表に記載している10人で、桐朋学園大学音楽学部教授、文化協会役員、社会福祉協議会事務局長、中小企業診断士及び調布市監理団体として当財団を所管する各担当部署から選出されています。

審査の過程については、まず第1回の選定審査委員会が10月18日に開催さ

れ、せんがわ劇場の概要と選定審査基準の確認がされています。そして、10月30日の第2回審査委員会で指定管理者候補者である当財団が審査委員に向けた事業計画のプレゼンテーションを行いました。プレゼンテーションは私のほうで行った後、質疑応答を事務局職員で対応しています。

委員からの質問について概要のみ申し上げますと、3館連携の考え方、芸術監督制について、アウトリーチ事業の成果、地域連携事業の今後について、運営プランの成果と今後の計画への反映についてなどの内容があり、それぞれが担当する内容について回答し、理解を得ています。

また、今後の運営における附帯意見は4点になります。1点目は、地域との連携の充実について。2点目、ノウハウや専門性を生かした事業展開について。3点目、文化施設3館の計画的な連携について。4点目に、施策との連動についてです。

なお、選定審査の結果は、委員会翌日の10月31日付の調布市の庁議で報告され、今後は12月議会での承認を得て、調布市との協定締結を行う運びとなります。議会での承認に当たっては、従来との事業の考え方などの変更点について確認されることも想定されるため、その際には丁寧な説明ができるように所管部署に情報提供などを行う予定です。

オ 【報告事項】 令和5年度利用者懇談会開催結果について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

利用者懇談会は、年に2回開催しています。配布した資料は、7月の土曜午前に行いました第1回の発言要旨です。たづくりの施設に関する意見、要望を多くいただき、担当者から回答しました。グリーンホールの建て替えに関する意見については、その場で調布市から回答しました。

カ 【報告事項】 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

資料の閲覧をもって報告に代えた。

キ 【報告事項】 評議員会の開催結果について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

3月に行われた理事会以降に開催された評議員会の開催結果です。

令和5年度第1回臨時評議員会は、評議員1名の交代について書面表決により実施し、承認となりました。

令和5年度第1回定時評議員会は、5月12日金曜日、たづくり9階研修室で開催しました。審議事項が16件、議事録署名人の件、理事・評議員・監事の選任の件、令和4年度収支決算の件で、いずれも可決または承認となりました。

報告事項は4件、理事会の開催結果の件、令和4年度事業報告の件、令和5年度事業計画の件、令和5年度収支予算の件でした。

ク 【報告事項】 ファンドレイジング進捗状況について

<説明>

森財務担当係長

令和5年度ファンドレイジング・資金調達の進捗状況について説明します。

令和5年9月30日時点で確定している助成金は7件です。文化庁等の公的機関による助成金を約760万円獲得しているほか、調布国際音楽祭では、民間の助成事業等を積極的に活用し125万円を獲得できました。

寄附金は、個人、団体を合わせて約117万円の寄附を受けており、公益目的事業に充当します。

協賛金は、今期は前年度比約80万円増の328万円を受けました。

ケ 【報告事項】 規程等改正について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

4月1日に施行した新規1件、廃止2件は、国及び調布市の個人情報保護に関する法改正に伴い、当財団の個人情報に関する規程を整備することとなり、現行の規程を廃止し、個人情報の適正な取扱いに関する規程を制定しました。

一部改正は2件です。

1件目は、職員給与規程の改正です。勤勉手当の支給基礎額から扶養手当を除

外する調布市の算定方法の変更に伴い、改正しました。

2件目は、臨時職員規程の改正です。東京都の最低賃金引上げに伴い、臨時職員の時間給及び日額を改正しました。

(4) その他

事務局より今後の日程等の確認を行った。

議案の協議等を終了したので、午後4時28分に議長は閉会を宣言し、本会の全てを終了した。